分野参考様式第１４－１号（特定技能所属機関）

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官　殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住　　所
特定技能外国人
氏　　名
性　　別
国籍・地域
生年月日

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

１．特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に就労させること。

(1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）

(2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）

(3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等）

(4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等）

２．特定技能外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第３条第１項の許可（風営法第２条第１項第１号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。

３．特定技能外国人に、接待（風営法第２条第３項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこと。

４．特定技能外国人を、２の括弧書の規定により風営法第２条第１項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあっては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。

５．１号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第１号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業（飲食物調理、接客及び店舗管理）であること。

６．２号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の２の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第２号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業（飲食物調理、接客、店舗管理及び店舗経営）であること。

７．特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第２条第１号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。

８．農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。

９．協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

10．農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

11．登録支援機関に１号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。

(1) 協議会の構成員であること。

(2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

12. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること

13. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日　　年　　月　　日

作成責任者